

表-2 毎日検査

水道法施行規則第15条第1項第1号で1日1回検査することとされている項目

検査項目	検査頻度/年	備考
色	365	水道法施行規則第15条第1項第1号
濁り	365	
消毒の残留効果	365	

検査箇所は上清水系(鵜川町)、川北系(荒屋町、安宅町)、花坂系(日末町、那谷町、牧口町、打木町)、丸の内配水場の計8箇所です。